

平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた「今後の対策」

(経済産業省原子力安全・保安院点検指示拠点)

改善項目 拠点名	自衛消防体制の強化				迅速かつ厳格な事故報告体制の構築			
	夜間・休日における初期対応要員の確保	タンク付き消防車及び化学消防車等の配備	消防署との間の専用通信回線の開設・確保	地元消防署等と連携した訓練の実施・追加	夜間・休日における放射能測定要員の常駐化や参集方法の改善等	衛星携帯電話等の導入・増強と、通信機器の破損防止対策状況の確認等	放射性物質の漏えい時の対処マニュアルの整備と、通報訓練による対応能力の維持・向上	
高速増殖炉研究開発センター	現状	自衛消防隊員 20 名 ・日勤時間帯：火災発生時招集 ・休日・夜間：一斉招集呼出し 運転員・守衛 ・休日、夜間：火災発生時に初期消火活動	水槽付消防ポンプ車 1 台 ・泡消火機材を搭載、油火災に対応可能であるが十分ではない。	専用通信回線なし ・災害優先電話、衛星電話での報告	福井県消防学校の訓練に自衛消防隊員が消防技能の向上のため計画的に参加	夜間・休日：1 名常駐 ・応援に必要な人員は、一斉招集により確保するので対応可能	センター内 ・内線（PHS）、ペーજン、携帯電話、小型無線機 ・一斉招集装置（災害時優先） センター 関係機関 ・一般電話回線、携帯電話（一部災害時優先）衛星電話 ・福井県防災無線等	・事故対策要領が整備されており、放射性物質の漏れがあった場合、直ちに報告する。 ・リアルモニタ等の指示値に有意な上昇が確認された場合、直ちに報告する。 ・管理区域の水漏れを想定した通報訓練を適宜行っている。
	改善項目	<夜間、休日> 自衛消防隊員は一斉招集常駐消防要員 10 名（運転員、守衛）を配置 当直長（管理区域並びに運転業務区域）、警備責任者（一般業務区域）が指揮し消火活動を行う。 常駐消防要員の教育訓練の充実・拡充（年 3 回：消火栓、消防車取扱等に関する訓練を実施） 19 年 10 月から実施	化学消防自動車の配備（20 年 5 月納入） ・配備後、自衛消防隊員及び常駐消防要員に対し適宜取扱訓練を実施する。	・消防機関と中央制御室の専用回線の多様化に関しては、消防機関と協議する。	・もんじゅの総合訓練時に、消防機関との実態に即した訓練を行うことを消防機関と協議し、実施するよう努力する。	すでに 24 時間体制となっている	・19 年度中を目途に、衛星携帯電話の充実等、通信手段を確実に機能させる方策を検討・実施する。 ・19 年度中を目途に、電話交換機本体の転倒、上部から落下物、近傍のキャビネット等の転倒等により、交換機使用不能とならない措置を講じる。	・管理区域に隣接する非管理区域の水漏れであって、放射性物質が含まれる疑いがあるものを発見した場合は、放射線測定を行うのが適切と判断した時点で、機構内通報ルールに基づき国、関係自治体に連絡を行う。 ・上記のことを事故対策要領等のマニュアル類に反映するとともに、適宜、通報訓練を行い、対応能力の向上を図る。
核燃料サイクル工学研究所	現状	自衛消防班員 25 名 ・日勤時間帯：火災発生時招集 ・休日・夜間：一斉招集呼出し 運転員・警備員 ・休日、夜間：火災発生時に初期消火活動	消防車 2 台を配備 ・化学消防車 ・水槽付消防ポンプ車	専用通信回線はないが、以下の通信手段を有している。 ・災害優先電話、衛星電話 ・東海村防災無線 ・茨城県防災情報ネットワーク	・茨城県消防学校の訓練に自衛消防班員が計画的に参加（毎年 2 名程度） ・年 1 回以上東海村消防本部と合同訓練 ・原科研と合同訓練を実施（H17）	・放射線管理要員と分析要員が 4 名以上交替勤務で 24 時間常駐しており、漏えい時の分析対応が行える体制となっている ・対応困難な場合には、近隣在住者を中心に、一斉招集により必要な要員を確保する。	研究所構内 ・内線（PHS）携帯電話、構内放送 ・デジタル広域防災無線設備（2 系統） 研究所 関係機関 ・災害時優先固定電話、災害時優先 FAX、衛星携帯電話 ・東海村地域防災無線 ・茨城県防災情報ネットワーク 震災時等でも外部関係機関への通報連絡は可能と判断する。	・マニュアルは、「通報連絡要領」として整備されており、改善点が生じた場合には、その都度改善している。 ・通報訓練は、研究所長が実施する総合訓練等において、各関係機関に対して実際にファックス送信と電話による通報連絡を実施している。 万一の場合でも的確な判断と通報が実施可能と判断する。
	改善項目	<時間内> 警備員で構成する常駐消防班員 4 名を追加配置する（計 29 名） <夜間、休日> 発見者及び常駐従業員 6 名以上による初期消火活動（継続） 自衛消防班員は一斉招集（継続） 警備員で構成する常駐消防班員 4 名を追加配置（招集に応じた自衛消防班員の到着を待たず、単独で初期消火活動を実施） 常駐消防班員の訓練（新たに配置する常駐消防班は、契約手続を経て、警備員の消防訓練を開始し、消防技能を習得させた後、平成 20 年 4 月までに配置する。）	すでに必要な消防車は配備されている	すでに必要な通信回線は確保されている ・災害発生時でも独立した 2 系統の無線システムがある。 （東海村消防本部と相談した結果、上記無線システムが専用回線に代わる機能を有するとの見解）	・管理区域内の消火活動を中心とした東海村消防本部との合同訓練 ・東海村消防本部と、化学消火剤取扱いを含めた操法等の合同訓練を年 1 回以上実施する。 ・原科研との合同訓練を計画	すでに 24 時間常駐体制となっている	・災害優先携帯電話台数の追加登録等により、さらなる通報連絡機能の向上を図る ・電話交換機本体の転倒、上部から落下物、近傍のキャビネット等の転倒等により、交換機使用不能とならない措置を平成 19 年中に対策を講じる。	・「通報連絡要領」については、今後とも必要に応じて見直す。 ・実働の通報訓練を引き続き実施し、対応能力の向上を図る。

